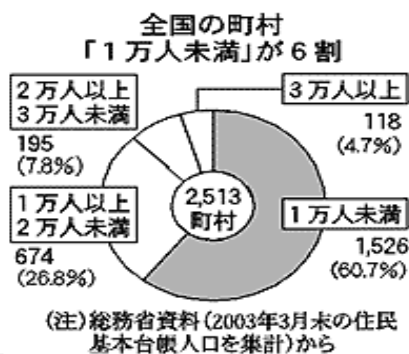


市町村合併の、地域住民への影響

自治労連岡山県本部

1995年に「地方分権推進法」が施行され、「第1次地方分権改革」が進められました。第1次分権改革では自治体を国の下請け機関として見なした「機関委任事務（県・市町村等が法令に基づいて国から委任され、「国の機関」として処理する事務）」を廃止し、「自治事務（県・市町村の責任において独自に執り行う事務）」と「法定受託事務（法令により県・市町村が処理することとされる事務）」に分類し、国と地方を法制度上、「上下・主従」から「対等・協力」の関係に変えました。地方分権改革の柱として、1997年7月に、475本の法律改正案からなる法案が成立し、2000年4月1日から施行されました。

そして、国の権限を地方へ移譲する上で、権限移譲に耐えうる「基礎自治体」の体力を作る目的で、国主導による平成の大合併が、面積や人口を重視して強硬に進められました。



市町村合併の結果、2000年に3229市町村が2010年には1728市町村となり、岡山県でも78市町村が27の市町村と半分以下になっています。合併後、多くの自治体ではスケールメリットを理由に、退職不補充などで職員の人員削減が行われ、県内市町村の正規職員数は03年21,620人が、2011年には18,846人と約1割りの人員削減となって、

非正規・臨時職員は全体の3割を超える状況となっています。市町村職員は、行政サービスを地域住民に提供する最前線の窓口であり、地域住民にもっとも近い存在で、国、県、市町村行政を直接地域住民に提供していく仕事を担っています。福祉、医療、介護、生活保護などの福祉サービスの提供、水道、下水、道路、公共施設など地域で暮らすためのインフラ整備、子どもの教育、保育など自治体の行っている業務は多岐にわたり、人が生まれてから死ぬまで、国内どこに住んでいても全国同じ水準の行政サービスが受けられるよう地方自治が発展してきました。しかし、合併後、市町村は交付税削減によって財政危機に陥り、県内の市町村は軒並み経常収支比率が90%を超え財政健全化を求めて行財政改革を行ってきました。行政の効率化は必要ですが、「負担は少ない方へサービスは手厚い方へ調整する」としていた合併当時の公約はどこかへ行って、効率化のみが最優先されています。指定管理者制度、PFI方式などを使った自治体業務のアウトソーシングも盛んに行われてきました。結果、ふじみ野市のプール事故、大坂泉南市のプール事故など痛ましい事故が発生しています。もともと公務で行っていたことを費用や効率化のみを重視し安全を軽視したことが幼いいのちが失われるという事態につながっています。

市町村合併で大きな面積の自治体が生まれ、さらに国は、2005年から2009年まで5年間に、一律人員削減などを盛り込んだ集中改革プランを市町村に押しつけ、交付税削減と合わせて、地方自治体の職員も財源も減らし、市町村は満足な行政サービスを行うことができなくなり、職場は深刻な人員不足に陥っています。

また、合併によって役場は、支所となり職員も3分の1程度に減らされ、窓口業務は行われているものの職員の移動などで顔見知りの職員がいなくなり地域の住民は支所（役場）へ入りにくいと言われます。また、地域住民の要望などの陳情は本庁まで行くこととなり、市の本庁近く以外の周辺に暮らす住民にとっては、職員と住民の距離が遠くなりきめ細かい行政サービスができにくい環境となっています。中国地方の中山間地域では、合併直後から限界集落（集落機能の維持ができない地域）が現れはじめ、周辺地域の人口減少に拍車がかかり地域の荒廃が急速に進んでいます。

道州制により、地域はようになるか？

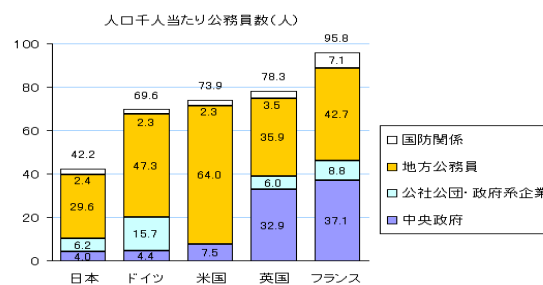
2009年の総選挙で自公政権から民主党政権へ政権交代しましたが、地方分権改革の流れは、地域主権改革と名前を変え2011年4月28日に地域主権改革にかかる第1次一括法が成立し、法令による義務づけ枠付けの見直しと県から市町村への権限移譲が決まりました。そして、8月26日には、第2次一括法が成立し、県・市町村において2012年4月実施（経過措置1年）に向けて各自治体で条例化が進められています。しかし、今のところ事務事業は市町村に権限移譲されますが、それに伴う財源保障は明確にされていません。事務は多岐にわたり、事務量は1事業では、1人の職員を置く事務量に達しないなど権限移譲したからと言って、市町村の職員が増えることは期待できない状況です。国は、地方分権改革をさらに進める第3次の一括法制定を進めています。

民主党は「アクションプラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき、既存の広域連合制度を利用して「国土交通省地方整備局」「経済産業局」「地方環境事務所」の受け皿として広域連合に移譲する関連法案を国会に提出しようとしています

当面、関西、九州地域などの権限移譲を受け入れる意思表示をした広域連合から権限移譲を進め、諸課題について具体的な検討を行うとしています。対象出先機関で働く国家公務員は、地方公務員へ身分移管するなど民主党の総人件費削減方針に沿って権限も人も地方へ丸投げするという内容となっています。広域連合の行き着く先は道州制で、道州制移行を地方自治体に競わせるという手法をとっています。

国の地方への権限移譲は、地方の規模、財政力の違いなどによる行政サービスの格差を拡大させ道州制への移行はさらに格差を拡大させます。本来、国が責任を持つべき「社会保障」も「道州制」「基礎自治体」へ権限を丸投げし地域のことは地域で自由にしてください。

公務員数の国際比較(その2)



(注)2004～05年データ。英国はフルタイム換算職員数。国公立学校・病院、郵政公社職員を含む。地方公務員には地方自治体出資の公社・公営企業職員を含む。
(資料) (株)野村総合研究所「公務員数の国際比較に関する調査報告書」(2005.11)

その代わり国は責任を持ちません。と言うことになります。この動きに対して東日本大震災の被災自治体首長から拙速な国会への法案提出に反対する意見があがり、全国各地の市町村長の呼びかけで「地方を守る会」が2011年12月に結成され40都道府県122名に広がっています。石井岡山県知事は、道州制推進の旗振り役で、岡山県内の市町村長は地方を守る会へ参加していません。地方分権改革は社会保障を国の責任から地方へ丸投げするもので、「構造改革」の矛盾が貧困と格差をさらに広げ、住民の暮らしやいのちを守る自治体本来の役目が果たせなくなります。

以上